

利用施設・事業類型別の認定種別と無償化の内容(対象者別整理表)

網掛が無償化対象者
人数は、平成31年4月1日現在

| 属性(施設・事業類型) | | 0歳児 | | 1歳児 | | 2歳児 | | 3歳児 | | 4歳児 | | 5歳児 | |
|------------------|-----------------------------|--|---|-----|-----|-----|---|--|---|-----|--|-----|--|
| | | 満0歳 | 満1歳 | 満2歳 | 満3歳 | 満4歳 | 満5歳 | 満6歳 | | | | | |
| 在園児 (約27800人) | 特定教育・保育施設(従来施設) | 保育園 [約15,000人] (市86、私76) | 3号 [保育認定: 約9,000人] | | | | (無償化対象外) 2号 | | 2号 [保育認定: 約13,700人] 【全額無償】 ※地域型保育事業は、「えびがせ保育園アミック(東区)」のみ在園 | | | | |
| | | 地域型保育事業 [約300人] (私19) | | | | | | | | | | | |
| | | 認定こども園 [約11,000人] (市1、私89) | うち、非課税世帯(約6%)のみ [約530人] | | | | | | | | | | |
| | | (うち教育認定) | | | | | | | 1号 [教育認定: 約3,600人] 【全額無償】 | | | | |
| | | 預かり保育事業 | | | | | 新3号 | | 新2号 [保育必要かつ預かり保育等を利用] 【預かり保育等: 月11, 300円まで無償】 | | | | |
| | | 幼稚園(新制度) [約900人] (市10、私6) | 保育必要かつ非課税世帯(約6%)かつ 預かり保育等を利用 【預かり保育等: 月16, 300円まで無償】 | | | | 新3号 | | 1号 [教育約900人] 【全額無償】 | | | | |
| | 預かり保育事業 | | | | | 新3号 | | 新2号 [保育必要かつ預かり保育等を利用] 【月11, 300円まで無償】 | | | | | |
| 新規対象施設 | 幼稚園(旧制度) [約630人] (県1、私7) | 預かり保育事業 | 保育必要かつ非課税世帯(約6%)かつ 預かり保育等を利用 【本体25, 700円+預かり月16, 300円まで無償】 | | | | 新3号 | | 新1号 [預かり保育等を利用しないまたは保育必要者でない] 【月25, 700円まで無償】 新2号 [保育必要かつ預かり保育等を利用] 【本体月25, 700円+預かり月11, 300円まで無償】 | | | | |
| | | 認可外保育施設 [約320人] (企業主導型以外) (私37) | [約190人] 新3号 [保育必要かつ非課税世帯(約6%)のみ] 【月42, 000円まで無償】 | | | | | | [約130人] 新2号 [保育必要者のみ] 【月37, 000円まで無償】 | | | | |
| | | 企業主導型保育事業 [約90人] (私9) | [約80人] | | | | | | [約10人] | | | | |
| | | ※児童育成協会より給付 ※従業員枠の無償化対象者は事業者が確認 | うち、保育必要かつ非課税世帯(約6%)のみ ※地域枠のみ3号認定 【0歳児: 37, 100円、1・2歳児: 37, 000円まで無償】 | | | | | | うち、保育必要者のみ ※地域枠のみ2号認定 【3歳児: 31, 100円、4・5歳児: 27, 600円まで無償】 | | | | |
| 非在園児 (約8350人) | 新規対象事業 | 一時預かり事業 (併184、単3) | [約7,900人] | | | | | | | | | | |
| | | 病児保育事業 (私12) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)(私1) | 新3号 [保育必要かつ非課税世帯(約6%)のみ] 【月42, 000円まで無償】 | | | | [約450人] 新2号 [保育必要者のみ] 【月37, 000円まで無償】 | | | | | | |

★「延長保育料」のほか、「給食材料費」「行事参加費」「通園送迎費」等の実費徴収または上乗せ徴収経費は、無償化の対象外(=保護者が負担する費用)。

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月25,700円を上限に無償となります。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、給食の食材料費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための新潟市へ認定の手続きが必要です(市外にお住まいの方は、当該市町村へご確認ください)。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - 無償化が始まったあとも、既存の軽減(第2子・第3子の多子軽減)は継続します。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**
(注) 地域型保育とは、小規模保育、事業所内保育等を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、新潟市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。（市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください。）
（注）原則、入所施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、下記の問い合わせ先までご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、新潟市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります（市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください）。
（注1）保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。下記の問い合わせ先までご確認ください。
- **3歳から5歳までの子どもたちは月37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月42,000円まで**を上限に利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

問い合わせ先：新潟市役所コールセンター TEL:025-243-4894

（新潟市こども未来部保育課 TEL:025-226-1228）

幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

利用料（保育料）

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、**幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、給食の食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。**

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降（※）の子どもは副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

※第〇子としてのカウントは小学校3年生以下の子どもが対象です。

預かり保育

月11,300円を上限に無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額を支給上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定のイメージ）

| | 施設の定める | 利用日数 | 支給上限額 | 無償化対象額 | 実質負担額 |
|----|--------|------|--------|--------|-------|
| A園 | 4,000円 | 10日 | 4,500円 | 4,000円 | 0円 |
| B園 | 9,500円 | 20日 | 9,000円 | 9,000円 | 500円 |

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月16,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

利用料について、既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、**「預かり保育」の無償化**の対象となるには、**「認定申請書」の提出が必要**です。

幼稚園等から配付される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園等へご提出ください。

（問合せ先）

新潟市役所コールセンター

TEL：025-243-4894

（新潟市こども未来部保育課 TEL：025-226-1228）

幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

入園料・保育料

月25,700円を上限に無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 給食の食材料費や通園費等は対象外。

(算定のイメージ)

| | 入園料 | 保育料 | 無償化対象 | 実質負担額 |
|----|---------|---------|---------|--------|
| A園 | 10,000円 | 14,000円 | 24,000円 | 0円 |
| B園 | － | 30,000円 | 25,700円 | 4,300円 |

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

預かり保育

月11,300円を上限に無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額の支給上限額は変動。（450円×利用日数）

(算定のイメージ)

| | 施設の数 | 利用日数 | 支給上限額 | 無償化対象額 | 実質負担額 |
|----|--------|------|--------|--------|-------|
| A園 | 4,000円 | 10日 | 4,500円 | 4,000円 | 0円 |
| B園 | 9,500円 | 20日 | 9,000円 | 9,000円 | 500円 |

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月16,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、

まずは、認定申請書の提出が必要です。

幼稚園から配付される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

(問合せ先)

新潟市役所コールセンター

TEL：025-243-4894

(新潟市こども未来部保育課 TEL：025-226-1228)

10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、新潟市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります（市外にお住いの方は、当該市町村へご確認ください）。

（注1）認可外保育施設は、認可保育園に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。原則、認可保育園や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、詳しくは裏面の問い合わせ先までご確認ください。

（注3）認可保育園等に申し込みをした方で、既に新潟市から認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です（市外にお住まいの方は、当該市町村へお問い合わせください）。

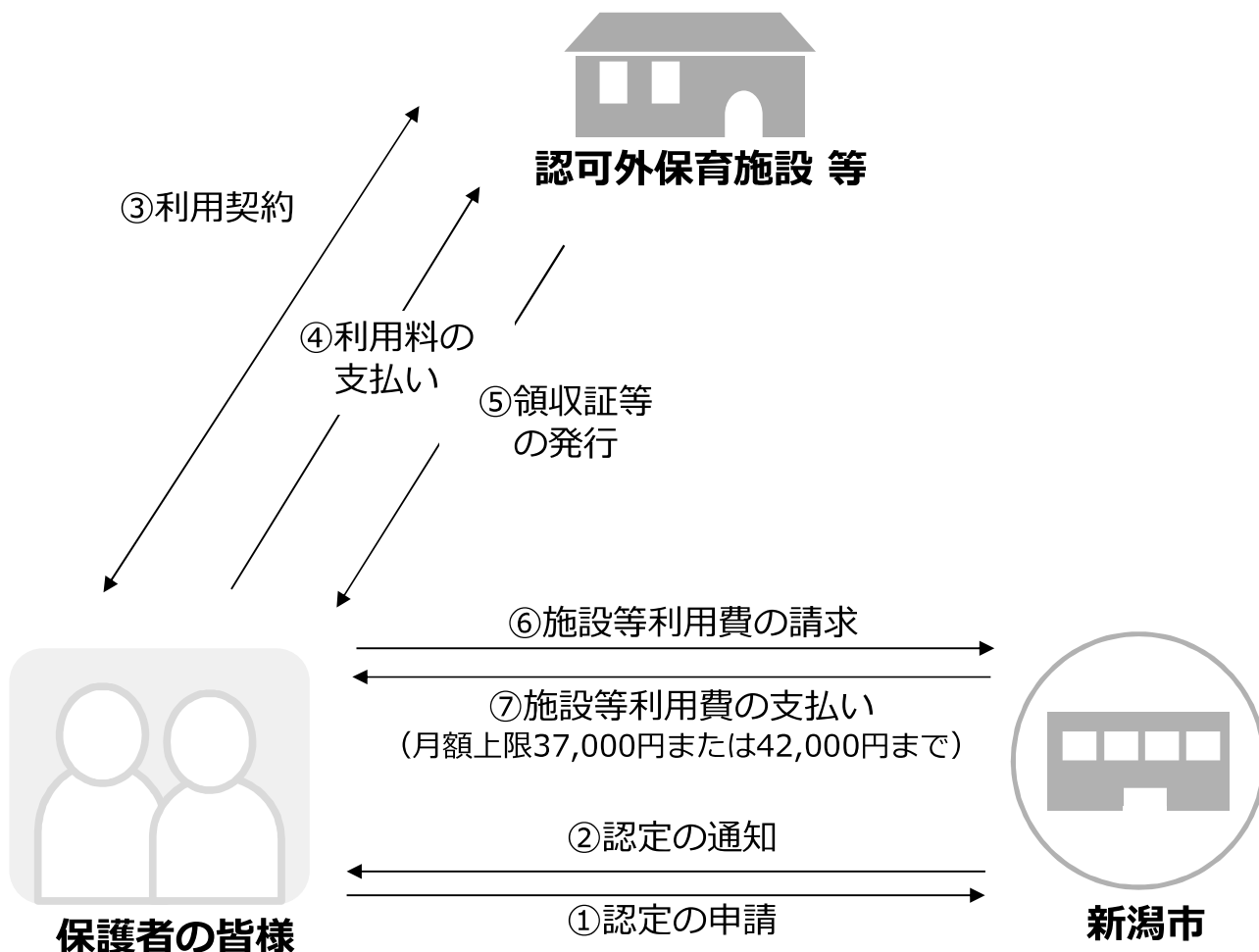
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月42,000円までを上限に利用料が無償化の対象となります。

（注）所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、新潟市に申請することが必要です（※市外にお住まいの方は、当該市町村へご確認ください）

一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等

- 都道府県等に届出をした認可外保育施設に加え、
・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
・ ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

[基本的な手続きのイメージ]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、新潟市に申請が必要です。
※請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、下記の連絡先までご確認ください。

※施設によって、手続きが異なる場合があります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、給食の食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

【問い合わせ先】

新潟市役所コールセンター TEL: 025-243-4894
(新潟市役所こども未来部保育課 TEL:025-226-1228)

3～5歳児（3～5歳クラス）の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます

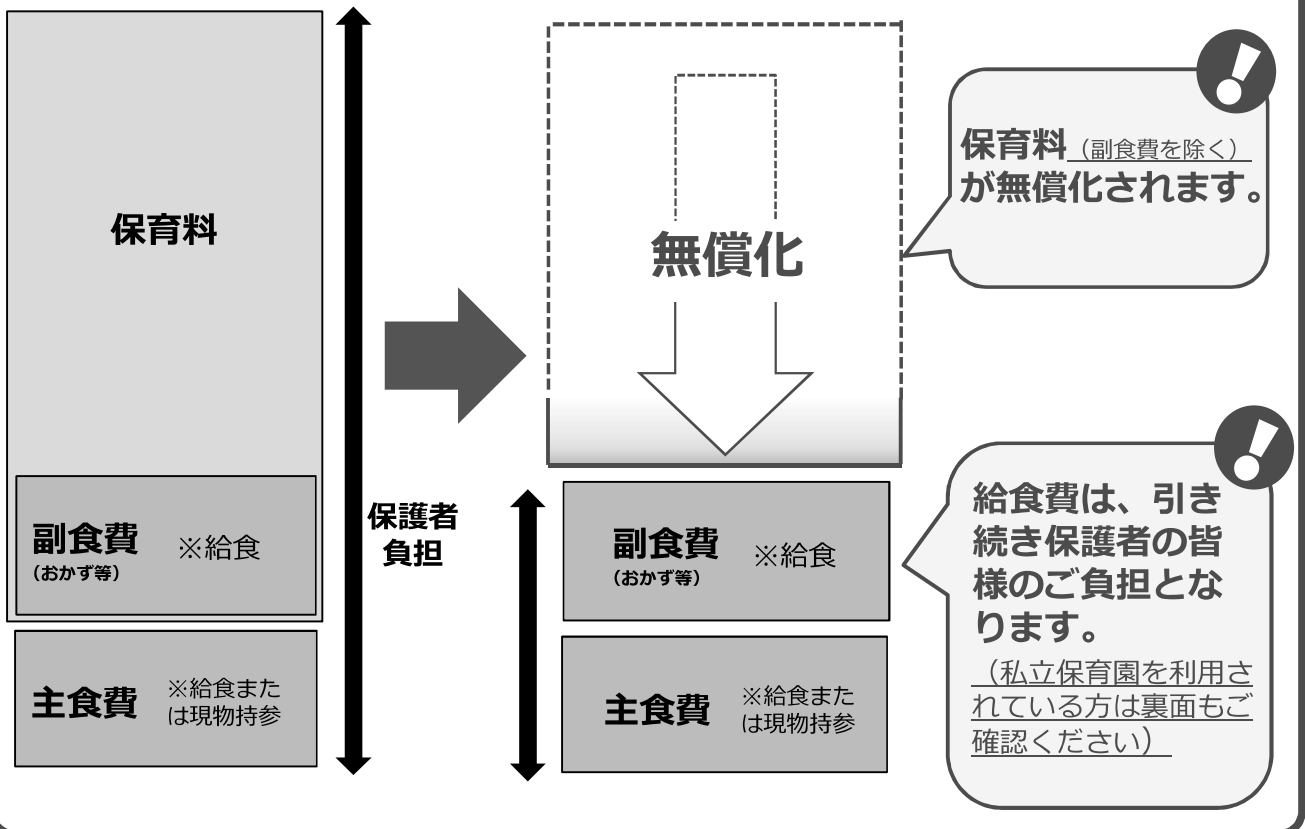
○ 2019年10月から、3～5歳（3～5歳クラス）の子どもについては**保育料が無償化**されるため、新潟市にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育園の給食の材料費（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

（詳細は裏面をご覧ください。）

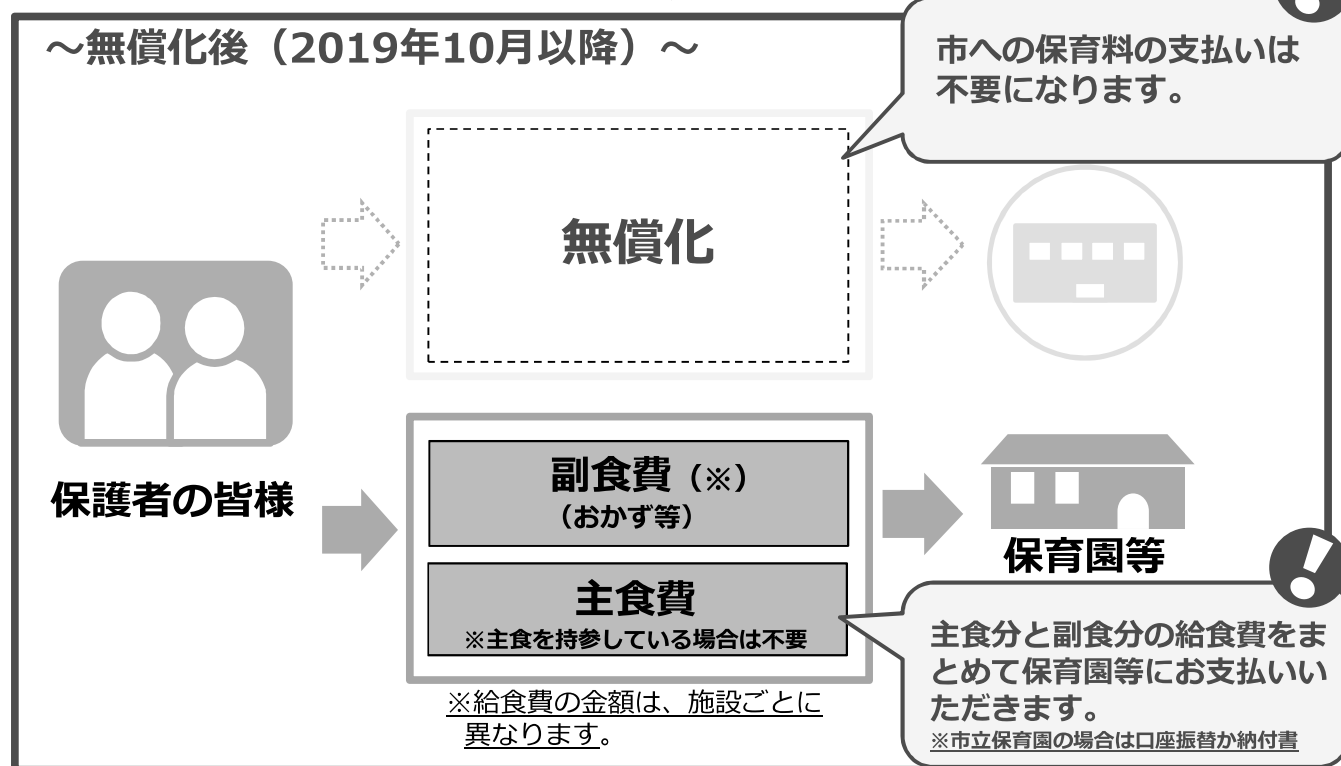
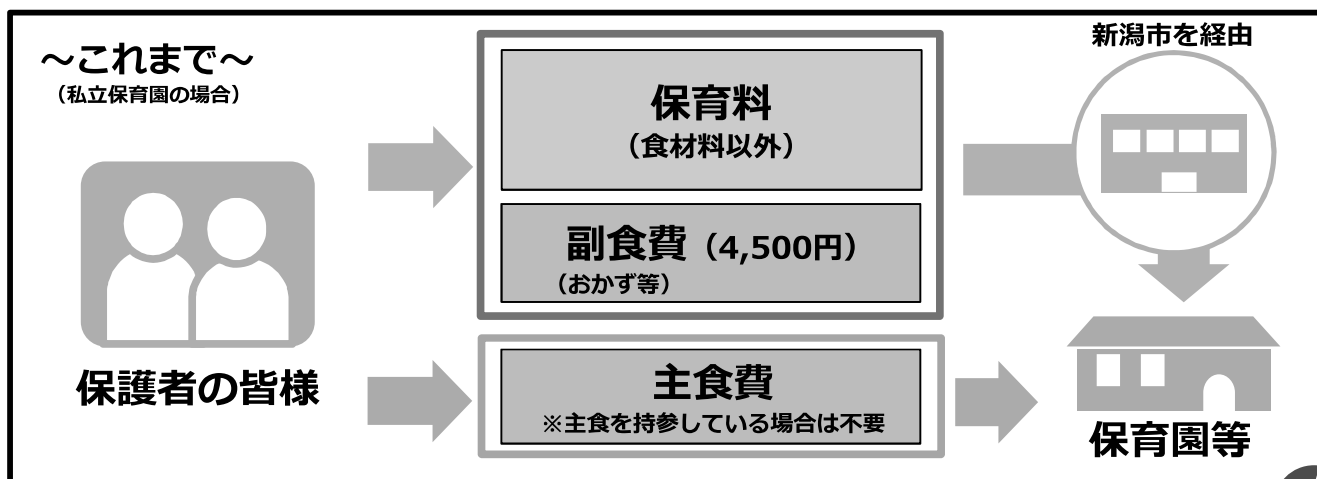
～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、3～5歳児（3～5歳クラス）の給食費は、
 - ・主食（お米など）分については持参または主食代として、
 - ・副食（おかず）分については、保育料の一部としてお支払いいただいています。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。私立の保育園では今後、主食分と副食分をともに施設にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします（認定子ども園については現在も直接、施設に支払っています）。

※市立保育園については、いままでと同じく口座振替又は納付書での支払いとなります。



副食費の金額に関するご質問は在園している施設へお問い合わせください。

それ以外の無償化全般についてのご質問は下記まで…

新潟市役所コールセンター TEL:025-243-4894

(新潟市子ども未来部保育課 TEL:025-226-1228)

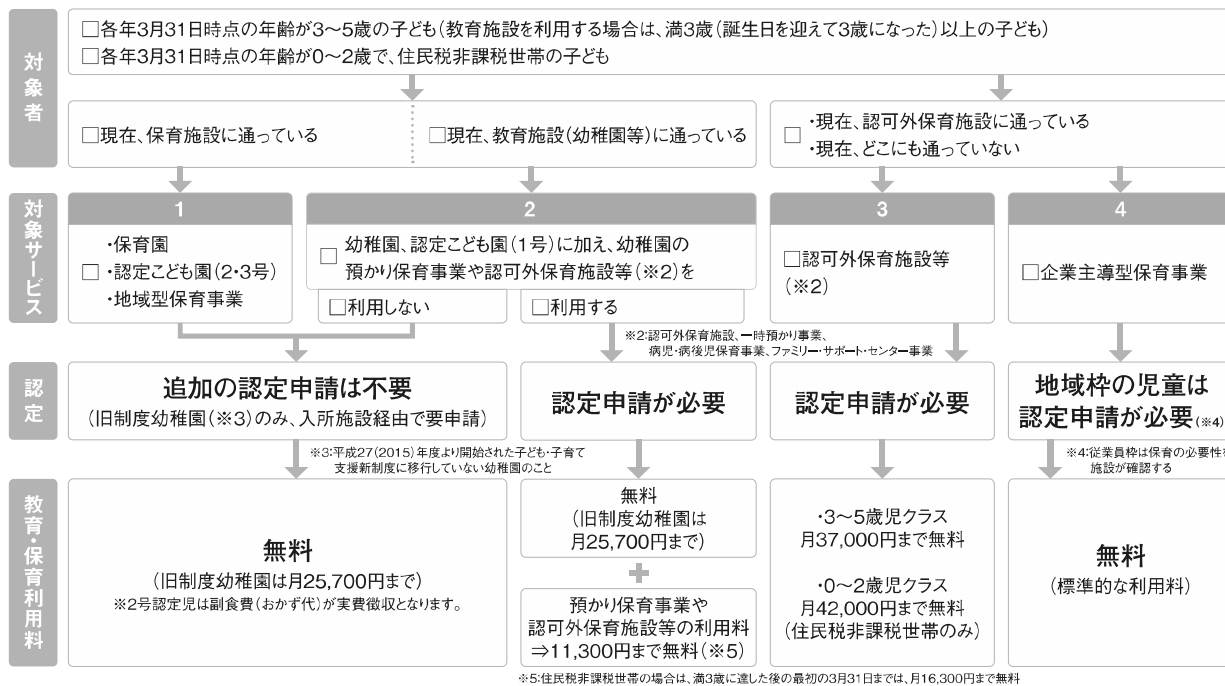
10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が始まります!

幼児教育・保育の利用料(※1)が10月1日から無料になります。ご自身の世帯や利用中のサービス、または今後利用を考えているサービスが対象となるかどうか、以下のセルフチェック表でご確認ください。

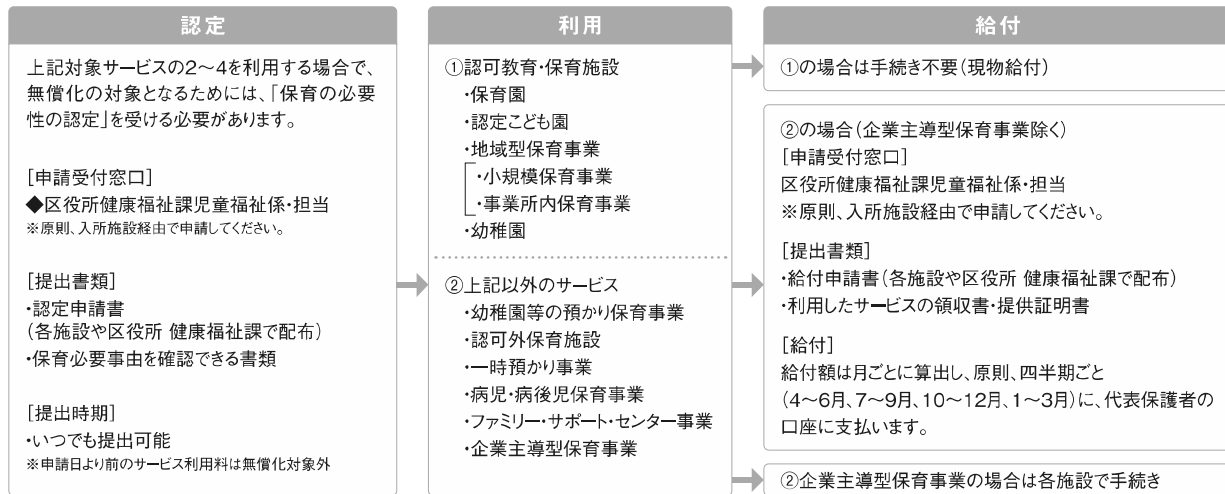
※1:延長保育料や給食費、日用品費、通園送迎費などは、保護者の負担となります。



対象者・対象サービス セルフチェック表



手続きについて



お問い合わせ ● 新潟市役所コールセンター / TEL.025-243-4894 ● こども未来部保育課 / TEL.025-226-1228